

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第17号

答申番号：令和4年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、請求人と請求人の夫（以下「夫」という。）とは別世帯として認定されるべきであるにもかかわらず、同一世帯と認定した上で行われた原処分（生活保護申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人は、寝たきりで意思疎通も完全に不可能な状態で、3年以上病院に入院しており、病状からみて帰宅の見込みが全くないことから、請求人と有料老人ホームに入居中の夫とが今後同居に至る可能性はないこと。

(2) 夫は、突如行方不明になったり、請求人の長男によれば、請求人を扶養する意思のないような発言をするなど、世帯を維持する意向が一切見られず、また、請求人の入院費用については、一応の支払がなされているものの、毎月遅滞が発生している状況であることから、もはや夫婦としての実態は存在しないこと。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね、次の理由により、原処分は法令及び関係通知に基づいて適正に行われていることから、何ら違法又は不当な点はない旨を主張する。

(1) 請求人と夫は夫婦関係にあり、夫婦は生活保持義務がある。処分庁の職員が夫と面談を行った際も、夫は強く扶養の意思を見せていたこと。

(2) 夫が行方不明になったのは、請求人の長女による金銭管理への不信が原因であり、この際、夫は年金等の振込先となる銀行口座の新設を行っていることから、夫婦関係の破壊が目的ではなかったと判断されること。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人及び夫は、実際に居住を異にした状態が継続していたとしても、夫婦関係の解体が明白であったとはいえ、同一の生計を営む関係にあったというべきであるから、同一世帯に属していたものと認められる。よって、夫及び請求人世帯に対し保護を要しないとされた原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主

張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年9月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日及び10月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ（法第4条第1項）、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている（同条第2項）。また、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているが（法第10条）、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる（同条ただし書）。その趣旨は、同一の世帯に属する者は、事実上、生計の面で互いに依存し援助し合う関係にあるのが通常であることから、これを基礎として保護の要否及び程度を決定することを原則としつつ、この世帯単位の原則によって、法の目的である最低生活の保障に欠ける場合や、要保護者の自立を損なうと認められるような場合には、同一世帯ではあるが保護の要否や程度を決定する上で別世帯として扱うことを例外的に認めたものと解される。

そこで本件についてみると、請求人及び夫は、原処分時において、それぞれ異なる施設に入院・入所していたものの、請求人の入院費用は、遅滞することがあったとはいえ、その支払はなされていたというのであるから、少なくとも、夫において、請求人の扶養を拒否する意思はなく、夫婦関係の解体が明白であったということはできない。

したがって、請求人及び夫が同一世帯に属するとして原処分を行った処分庁の判断には、不合理な点があったとは認めることはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子